平成２６年（フ）第６５号
長崎県大村市大川田町856番地３　２階西、前住所長崎県諫早市小船越町1176番地６　市住22号
債務者　川尻洋一郎
1　決定年月日時　平成26年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第６６号
長崎県大村市向木場町1476番地５、前住所長崎県大村市木場２丁目205番地７　浦田借家
債務者　古賀　幸代
1　決定年月日時　平成26年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第６７号
長崎県大村市須田ノ木町742番地１、前住所長崎県大村市三城町1011番地　市営三城アパートイ棟202号
債務者　浅野　　治
1　決定年月日時　平成26年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第１２９号
茨城県稲敷郡美浦村大字宮地1188番地２
債務者　松島　成秋
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第２２号
島根県益田市栄町12番23号、前住所島根県益田市東町39番13号
債務者　濱岡　孝韶
1　決定年月日時　平成26年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２６年（フ）第２３号
島根県益田市栄町12番23号、前住所島根県益田市東町39番13号
債務者　濱岡　昭恵
1　決定年月日時　平成26年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２６年（フ）第２５号
島根県益田市あけぼの西町５―８ハインニック、住民票上の住所島根県益田市遠田町400番地２
債務者　小加本貴也（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成26年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２６年（フ）第１１０号
名古屋市天白区井の森町231番地　ラフィーネ野並ビル802号
債務者　近藤　良子
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３１２５号
大阪府門真市四宮５丁目４番19―301号
債務者　岡田　佳之
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１３１号
大阪市鶴見区鶴見６丁目10番６―503号
債務者　木村美和子
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１５５号
大阪市平野区瓜破東１丁目11番４―501号
債務者　堀出　和彦
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２４４号
大阪府東大阪市西石切町１丁目６番39号　ライフツジモト206号
債務者　𠮷　己知乃
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３１０号
大阪府守口市日光町３番６―204号
債務者　山岡　敏明
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３５２号
大阪市阿倍野区昭和町５丁目９番８号コーポアヴィー201号
債務者　稲垣由香こと　稲垣　彰泰
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３７７号
大阪市西成区千本南１丁目18番10号レオパレスＴＡＢＡＴＡパーク103
債務者　鬼気　充志
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４３７号
大阪市住吉区帝塚山西４丁目４番５号　長吉ハイツ帝塚山西103号、前住所大阪市住吉区住吉２丁目６番33号
債務者　鎌苅まこと
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５６４号
大阪府吹田市千里山月が丘20番４号
債務者　石崎　洋子
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部